

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

- 発行所 平和資料協同組合 (ピースデポ/ PCDS (太平洋軍備撤廃運動 Pacific Campaign for Disarmament and Security))
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
- 編集責任者 梅林宏道
- 郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

63・64 98/2/15

¥200

世界の文民指導者117人が声明

核廃絶はわれわれの使命

日本:問われる市民と署名者の連携

2月2日、ワシントンで「核兵器に関する世界の文民指導者の声明」が発表された。声明は6項目の緊急措置を訴えるとともに、核兵器の廃絶を「われわれに与えられた使命」とのべ、「さあ、始めよう」としめくくっている。日本からは竹下、宮沢、細川、羽田、村山の元首相ほか12人が署名している。緊急措置の提案の多くは、キャンベラ委員会の勧告に依拠している。日本の市民と署名者の連携がなぜ困難なのか。日本の政治と社会運動にとって、それが根本的な問いである。

発表

「核兵器に関する世界の文民指導者の声明」はワシントンのナショナル・プレスクラブで2月2日に発表された。発表には、この声明のために1年以上の準備を重ねてきた米国の元上院議員アラン・クランストンと、96年12月に「核兵器に関する世界の将軍と提督たちの声明」を発表した元米戦略軍司令官リー・バトラーが立ち会った。同じ声明はロシアでゴルバチョフ元大統領が記者発表した。声明文の全訳と署名者リストを2~3ページに掲載する。

声明には46カ国から117人が署名した。署名者は、実際に紙のうえに署名するという方法ではなく、署名者として名前を掲載することを許可するという方法で

集められた。そのなかには47人の元および現大統領や首相が含まれている。5つの核兵器国のうち中国を除く4カ国から、フランスはロカール元首相、ロシアノ連はゴルバチョフ元大統領とガイダル元

首相、英国はキャラハン元首相、米国はカーター元大統領が署名した。中国からは銭家棟元軍縮大使と陳継峰平和軍縮人民協会事務総長が参加している。

2ページ下段へつづく →◆

カナダの核兵器政策

議会の聴問会再開

昨年6月の総選挙などで中断されていたカナダの核兵器見直しが再開された(本誌53号参照)。下院外交貿易常設委員会で「核不拡散、核軍備管理、核軍縮へのカナダの政策」に関する公聴会が2月3日に再開されたのである。

委員会のビル・グレサム委員長は、公聴会はカナダ政府の官僚、軍人、反核運動家から意見を聴くのみならず、米国やロシアの関係者の意見も聴きたいとしている(AP)。「トロント・スター」紙によると、3日に行われたカナダのマーク・モア軍縮大使の証言は、一切公開されず、まったくの秘密公聴会であった。また、5日には「核兵器に反対する退役軍人の会」が証言したが、実際に許された発言時間はわずか10分であったと報告されている。

そのほかに文書提出が許される。

本誌で紹介してきたように、カナダの核兵器政策の見直しは、国際司法裁判所の勧告的意見にもとづいてNGOが要求し、ロイド・アクスワージー外務大臣がそれに応えるという形で始まった。カナダは北大西洋条約機構(NATO)の一員として、また北米航空宇宙司令部(NORAD)を米国と共同で運営することを通して、米国とNATOの核戦略に深く関与している。NATOの一員に留まりながら、その核政策の変更を求め、核軍縮の方向を探るのが、カナダ政府の方針であると伝えられている。

委員会は今夏までに報告書を議会に提出する。議会承認から120日以内に政府は回答しなければならぬ。Ⓜ

◆ビキニ「人体実験」疑惑

前田哲男 4~5ページ

◆海上ヘリポート反対

大田知事発表・一問一答

全文 6~8ページ

核兵器に関する世界の文民指導者の声明

冷戦の終焉は、国際政治や安全保障の分野に深遠な変化をもたらした。イデオロギー的な対立にかわって、人間の取り組みのあらゆる分野で地球大の関係が発展しつつある。断絶的な状況がある一方で、平和的な対話も行われている。鋭い敵対関係もあるが、暴力や流血事態ではなく、平和的解決を図る相当な努力も行われている。

とくに重要なのは、核兵器の壊滅的な脅威のない世界の実現という長年求めてきた展望が、突然、手のとどくものとなったことである。人類の歴史の中で画期的な時期が訪れているのである。この崇高な目標の実現する奇跡に近い機会が生じている。しかし、この機会は壊れやすいものでもある。核拡散の可能性は、いつまでも阻止しておけるものではない。学者や政治家らが、この問題に緊急に着目し最善の努力をすることが求められる。

核保有国、それに事実上の核保有国の指導者らは、1970年の核拡散防止条約(NPT)に記されており、また、その無期限延長を定めた1995年の文書によって明確にされ再確認された核軍縮の約束を果たさなければならない。そのためには、彼らは、核兵器を系統的かつ漸進的に削減し、その重要性をなくしていく作業を開始し、また、彼らの目標が、最終的に核兵器を廃絶することであると明確に宣言しなければならない。

多くの国々の軍部の多くの指導者たちが、核兵器のない世界の方が、すべての国々の安全がより保障されることになると警告を発してきた。核兵器のない世界という目標に向けてただちにとるべき、そして実行可能な措置が、「核兵器の廃絶に関するキャンベラ委員会の報告」を初めとする注目すべき多くの研究によって列挙されている。われわれ以下に署名したものは、これらの提案のなかでも、次の措置を全面的に支持するものである。

1. 核兵器の臨戦態勢を解き、核兵器をその運搬手段からはずして、各国の安全な貯蔵の下に置く。

2. 核兵器用の核分裂性物質の生産を中止する。
3. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効するまでの間、核実験を停止する。
4. START2の批准に関係なく、米口の間で核兵器のさらなる大幅削減に向けた交渉を直ちに開始する。
5. 他の核保有宣言国、また宣言していない核保有国は、米口の核兵器保有量が自分たちのレベルに近づいたとき、国際的な査察、証明、保障措置の制度の枠内で、比例関係に基づいた削減過程に参加することを明確に約束する。
6. 核廃絶という遠いかもしれないが最終的な目標に向けた措置の実施、達成、執行の計画を作成する。

以上6つの措置は、ただちにとられるべきものである。

以下の追加的措置は、現在妥当で実施可能なものか判断するために注意深く検討すべきものである。

- ◆自国の主権の及ぶ領土以外のところに配備されている核兵器を自国に持ち帰る。
- ◆核兵器の「第一不使用」を約束する。
- ◆大型の長距離弾道弾の生産と保有を禁止する。
- ◆核兵器の生産に必要なすべての物質について計量し、国際的な保障措置の下に置く。

世界は、核戦争の脅威の下で、あるいは、核抑止がもたらす心配でもろい平和のもとで、永遠に生き続けることを運命づけられてはいない。このような脅威は許容できないものであり、このような平和は平和の名に値しない。核兵器の圧倒的な破壊力そのものが、その廃絶を道徳的義務とする。これが、われわれに与えられた使命である。さあ、始めよう。

1998年2月2日、ワシントンD.C.

◆ ← 1ページからつづく

日本からは5人の首相経験者(竹下登、宮沢喜一、細川護熙、羽田孜、村山富市)と後藤田正晴、河野洋平、土井たか子、鯨岡兵輔、平岡敬、伊藤一長、大江健三郎の計12人が参加した。現首相は別として、宮沢首相以後の歴代の首相がすべて参加していることは注目に値する。

記者発表の場において、バター元司令官は「核抑止の危険」と題する講演を行った。司令官は湾岸戦争のときの戦略空軍司令官でもあったが、こんにちのイラク危機における核兵器使用について、いかなる側面から考えても、あってはならないと述べた(5ページ参照)。クランストン元上院議員は、今年の米国予算のなかで340億ドル(約4兆円)が核兵器のために使われており、そのうち240億ドル(約3兆円)が、核兵器の維持と作戦のために使われていることを明らかにした。

緊急措置の訴え

今回の声明の特徴は、緊急にとるべき6項目の現実的措置を訴えていることである。要約すると次のようになる。

- ①核兵器の臨戦態勢の解除
- ②兵器用核分裂物質の生産中止(カットオフ)
- ③CTBT発効までの核実験の停止
- ④START3の即時交渉開始
- ⑤米口核軍縮が進んだとき、核兵器保有国・疑惑国すべてが参加する核軍縮交渉を開始する約束
- ⑥最終的な核兵器廃絶に向けた計画の作成

これらの多くは、キャンベラ委員会が「ただちにとるべき手段」「強化段階にとるべき手段」として提案したものと一致している(本誌第38号を参照)。つまり、①、③、④はキャンベラ委員会は「ただちにと

るべき手段」として勧告し、②は「強化段階の手段」として掲げたものである。

逆に、キャンベラ委員会が「ただちにとるべき手段」として掲げていた「核兵器の第1不使用の約束」を「注意深く検討する項目」に位置づけ、「非戦略的核兵器の配備の中止」問題を、非戦略核兵器に限定するのではなく、「すべての核兵器の領土外配備の引き上げ」という課題として「注意深く検討する項目」に位置づけている。

評価

本誌60・61号で論じたように、97年は核軍縮に大きな前進がなかった年であった。その意味で今回の文民指導者の共同声明は、核兵器はいまなお人類の脅威であることを想起させ、停滞なく核軍縮を前進させなければならないことをあらためて訴えたものとして、重要な意味をもっている。

要求項目のなかで注目したいのは、

署名者リスト

アルゼンチン◆ラウル・アルフォンシン(元大統領)
オーストラリア◆マルコム・フレーザー(元首相)／ゴフ・ホイットラム(元首相)／キム・C・ピーズリー(元副首相)／リチャード・ノットラー(国連大使)／ギャリス・エバンス(元外相)
バングラデシュ◆A. D. M. S. チュウドリー(元副首相)／ムハンマド・ユナス(グラミン銀行支配人)
ブラジル◆ジョセ・サルネイ(元首相)／セルソL. N. アモリン(元外相)
ブルガリア◆ニコライ・ドブレフ(元内務相)／ニコライ・カモフ(外務委員長)／デミトウラ・パプロフ(国防相)
カナダ◆ピエール・トルドー(元首相)／ダグラス・ロウチ(元軍縮大使)
チリ◆ホワン・ソマビア(国連大使)
中国◆銭家棟(元国連大使)／陳繼峰(中国平和軍縮人民協会)
コロンビア◆ミサエル・パストラナ・ボレロ(元大統領、97年8月死去)
コスタリカ◆ホセ・フィゲレス(大統領)／オスカル・アリアス(元大統領)／ロドリゴ・カラソ(元大統領)／レベカ・グリンズパン・マユフィス(第二副大統領)／ロドリゴ・オレアム・B(第一副大統領)
キプロス◆ジョージ・パシリウ(元大統領)
エジプト◆エスマット・アブドゥル・メギド(元外相)
フィンランド◆カレビ・ソルサ(元首相)
フランス◆ミシェル・ロカール(元首相)／ジャック・アタリ(元大統領特別顧問)
グルジア◆エドアルド・A・シェワルナゼ(大統領)
ドイツ◆ヘルムート・シュミット(元首相)／ハンス・モドロフ(元首相)／エゴン・バル(元特別相)／アンゲリカ・ベール(国防報道官)／アルフレッド・ドレガー(連邦議員)／ハンス・コシュニク(元EU

行政官)／マルクス・メッケル(元東独外相)／バルター・ロンベルク(元東独蔵相)／ローター・シュベト(元州知事)／ハンス・ヨヘン・ボーゲル(元法務相)
ハンガリー◆エルビン・ラスロー(ブタベスト・クラブ)
イスラエル◆ヤエル・ダヤン(国会議員)
日本◆羽田孜(元首相)／細川護熙(元首相)／宮沢喜一(元首相)／村山富市(元首相)／竹下登(元首相)／土井たか子(元衆議院議長)／後藤田正晴(元副首相)／平岡敬(広島市長)／伊藤一長(長崎市長)／河野洋平(元副首相)／鯨岡兵輔(元衆議院副議長)／大江健三郎(ノーベル文学賞受賞者)
キルギス◆アスカル・アカエフ(大統領)／ムラトベック・S・イマナリエフ(外相)／ローザ・オトゥンバエバ(元外相)
レバノン◆サリム・エル・ホス(元首相)
マレーシア◆イスマイル・ラザリ(国連総会議長)
メキシコ◆ミゲル・デ・ラ・マドリッド(元大統領)
モンゴル◆ボンサルマーギン・オチルバト(元大統領)／ジャルボ・チョインホル(米国大使)
ナミビア◆サム・ヌヨマ(大統領)
ナウル◆ラグモト・ハリス(元大統領)／ルーベ・クン(元大統領)／デビッド・ピーター(元国会議長)
オランダ◆ルドルフ・ス・ルベルス(元首相)／アンドリース・ファン・アフト(元首相)／E・コルトハウス・アウテシュ(元スペイン大使)／J・ファン・ハウエリゲン(元副国防相)／J.G. クラユベルド・バウテルス(元国防相)／D.J.H. クラウシグ(元国防相)／J・ドゥ・ラウテ(元国防相)／J.C. テルラウ(元副首相)
ニュージーランド◆デビッド・ロンギ(元首相)／ジェフリー・パーマー(元首相)
北アイルランド◆メイリード・マクワイア(ノーベル平和賞受賞者)
パキスタン◆サドラディン・アガ・ハン(元国連難民高等弁務官)／マフブ・ウル・ハク(元蔵相)
パナマ◆リカルド・デ・ラ・エスペリーリヤ(元大統

領)
フィリピン◆コラソン・アキノ(元大統領)
ポルトガル◆マリア・デ・ロデス・ピンタシウグ(元首相)
韓国◆申鉉(元首相)
ロシア◆エゴール・ガイダル(元首相)／ミハイル・ゴルバチョフ(元ソ連大統領)／ゲオルギ・アルバトフ(米国カナダ研究所)／アレクサンドル・ベスメルトヌイフ(元ソ連外相)／ビタリ・ゴルダンスキー(バグウォッシュ委員会)／ローランド・ティメルバエフ(ロシア政治研究センター)／ユー・ゲニイ・ベリコフ(国家安全保障会議委員)／アレクサンドル・N. ヤコブレフ(ロシア公共テレビ議長)
南アフリカ◆F. W. デクラーク(元大統領)／デズモンド・ツツ(主教)
スペイン◆エンリケ・パロン・クレスポ(欧州議会)／フェルナンド・モラン・ロベス(元外相)
スリランカ◆A. T. アリヤラタナ(サルボダヤ運動)／ヌヌラ・バンダラナイケ(元教育相)／ジャヤンタ・ダナパーラ(元米国大使)
スリナム◆I. M. ジュワラベルサド(国会議長)
スウェーデン◆ヨラン・ペーション(首相)／イングバル・カールソン(元首相)／マイブリット・テオリーン(欧州議会)
タンザニア◆アル・ハッサン・ムビニ(元大統領)／ジュリアス・ニエレレ(元大統領)／サリム・アハメド・サリム(元首相)／ジョセフ・ワリオバ(元首相)
タイ◆アナンド・パニヤラチュン(元首相)
ウガンダ◆ミルトン・オボテ(元大統領)／ポール・カワンガ・セモゲレレ(元副首相)／ナファリ・アケナ・アドコ(元国家安全保障相)／エマニュエル・オテング(元法相)
英国◆ジェームズ・キャラハン(元首相)／デニス・ヒューリー(元国防相)／ジョン・エドマンズ(元軍備管理軍縮局長)／ベティ・ウィリアムズ(ノーベル平和賞受賞者)
米国◆ジミー・カーター(元大統領)
ジンバブエ◆ロバート・ムガベ(大統領)

核兵器の臨戦態勢あるいは警戒態勢を解除して、核弾頭を運搬手段から離すことが、ここでも優先課題の第1に掲げられていることである。キャンベラ委員会だけではなく、元米大統領顧問フォン・ヒッペルのグループ、全米科学アカデミーの勧告、カナダのダグラス・ロウチ元軍縮大使が呼びかける「中堅国家連合」の構想にも盛り込まれていることがらであり、これからの核軍縮の一つの焦点になる可能性がある。

米国の政治家がイニシヤチブをとって実現させた声明であり、要求内容は、米政府がただちに反発するものをさげ、米口関係の現状のなかで進められる緊急課題を選び出しているのが、この声明の特徴の一つであろう。たとえば、途上国が強く求め続けているが米政府がさらっている「第1不使用」やNATO配備の戦術核爆弾撤去の問題を、優先順位を下げて記述している。

日本の課題

日本にとって最大の課題は、核軍縮のために日本の政治が実質的な行動をとるように、この声明をどれだけ活用できるか、という問題であろう。下手をすると、核兵器廃絶というのは、日本においては「誰もが反対しないが内容のないお題

目]になっている現状を、この声明がいつそう強めてしまうことになる。政治家の側も、私たちNGOの側もこの現状を打開するために、真剣なとりくみをするべきときである。

政治家と市民が、このことで肉声でじっくりと話し合う円卓会議をもつことを提案したい。(梅林宏道)㉓

モデル「核兵器禁止法」国連文書に

昨年11月14日、コスタリカ(本誌59号でスリランカと書かれていたが、正しくはコスタリカ)がアナン国連事務総長に提出した「モデル核兵器禁止法(NWC)」は、今年1月初旬に国連の公式言語である6カ国語への翻訳が完了し、公式国連文書として配布された。文書番号は「UN Document A/C.1/52/7」である。

添付されたコスタリカの手紙は「モデル核兵器禁止条約は、実際の核兵器禁

止条約が遭遇するであろう法的、技術的、政治的問題を明らかにするための、現在も進行中の文書」であり、「『核政策に関する法律家委員会』を先頭とする世界の法律家、科学者、軍縮専門家が慎重に起草した」もので、「国連総会決議51/45M(『核兵器による威嚇や使用の(非)合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見』)の実施についての考察過程で効果的で有用なものである」と指摘した。㉔

米ビキニ“人体”核実験疑惑

新証拠は何を意味するか

前田哲男(東京国際大学教授、ピースデポ理事)

ミクロネシア・マーシャル諸島のビキニ環礁で、アメリカが核兵器の爆発実験を実施したのは1946年から58年にかけてだった。合計24発の原水爆がこの地で威力を試された。そのうち、とくに1954年3月1日の“ブラボー・ショット”(15メガトン水爆)が、周辺有人島の住民を故意に放射線にさらすことを目的の一部にしていたのではないかと、という“人体実験疑惑”は、70年代から現地を中心に絶えず指摘されてきた。それが最近になって、新たな光を当てられるようになった

こと—たとえば今年1月5日以降の朝日新聞の記事—の理由は、連邦エネルギー省がR・オリアリー長官の時代(93年)に、核兵器開発に関する機密情報の一部公開にふみ切ったことによる。前々回の本紙に岡本三夫氏が紹介した、米大統領諮問委員会の最終報告—アメリカが核兵器開発の過程で約30年にわたり、さまざまなかたちの人体実験を行ってきた事実をみずから認めた—も、その一環として捉えられる。

もつとも、一連の情報公開によっても、“ブラボー・ショット”そのものが人体実験だと認定されたわけではない。米政府による直接証拠の提示も公式な謝罪もまだない。とはいえ、3・1実験にまつわる疑惑に“新たな光”が当てられるようになったのは確かだ。少なくとも、爆発の約4カ月前に作成された軍文書に「放射性降下物で偶発的に被ばくした人間の反応の研究—プロジェクト4・1」と記された内容が確認された事実は、事前計画の存在をつよく示唆する新証拠の登場といえる。“偶発的な(住民)被ばく”が、あらかじめ予定されていた容疑をしめすものだからである。これを「証拠1」としておこう。

共産主義と戦うためなら手段を選ばない—政府と軍が冷戦の妄想に取りつかれ、国内でさえ、少数民族や精神障害者、犯罪者が放射能人体実験の“モルモット”にされて、プルトニウム注入などの標的となっていた時期、マーシャル諸島住民は、アメリカの“核の植民地”の下にあった。名目上“太平洋諸島国連信託統治領”(TTPI)と呼ばれたが、同時に“戦略地区”に指定されたので、信託統治理事会でなく安全保障理事会にすべての権限がゆだねられ、常任理事国アメリカは、自由に“閉鎖地区”を設定することができた。ビキニとエニウエトク両環礁における合計67回に及ぶ核爆発実験は、こうした背景の中で進行する。先住民の権利など一顧だにされないもう一つの状況に、住民は縛られていた。

ビキニ実験における“人体実験疑惑”は、1973年、ミクロネシア議会特別合同委員会がまとめた「ロンゲラップ、ウトリックに関する報告」で、容疑の枠組みが示された。

①なぜ、有人島を危険水域の外に置いたのか?

②なぜ、住民を事前退避させなかったのか?

③なぜ、気象情報を無視したのか?

④なぜ、直ちに救出しなかったのか?

このうち③については、爆発当日の風向きがロンゲラップ、ウトリック環礁など有人島に向かっていった事実が、米側公文書や観測員の証言によって80年代に立証されたので、議論の余地はない。あとは点火が判断ミスか、故意だったかの評価が残るだけだ(証拠2)。今回(証拠1)の出現によって、判断ミス=過失説は説得力を大きく失ったことになる。

残り3点が、まだ証明されていない。したがって「容疑事実」ないし「状況証拠」として扱われる。これら疑問を解くカギを“事前計画文書”の中から発見することが、今

後の情報開示要求の焦点となる。ざっと「容疑事実」①②④を点検しておこう。

①奇妙な危険水域図—3・1爆発の直前、ビキニ、エニウエトク両実験場を囲む東西620km、南北280kmの危険水域が設定された。この長方形の中にビキニ東方190kmに位置するロンゲラップ環礁が囲い込まれるのだが、その部分だけ長方形が崩れている。「これは明らかに住民たちが実験に先立って立ち退く必要がないようにしたもの」ではないか、とミクロネシア議会報告は指摘する。ここに86人の住民が取り残されていた。

②事前退避の不実施—住民に爆発の事前通告はなかった。安全教育や事故対策の説明が行われた形跡もない。ビキニで最初の原爆が爆発した1946年、それが“広島型”であったにもかかわらず、住民は島から退避させられたのに、

マーシャル諸島での核爆発実験の死の灰に汚染された可能性のある環礁

実験名	爆発威力	実験日時	実験場	降灰の可能性、降灰の疑いのある環礁
ゼブラ	18kt	1948.5.14	エニウエトク環礁	エニウエトク、ビキニ、アイリングナエ、ロンゲラップ、ロンゲリック、タカ、ピカール、ウトリック
ドッグ	81kt	1951.4.7	エニウエトク環礁	エニウエトク、ウジェラン
ジョージ	225kt	1951.5.8	エニウエトク環礁	エニウエトク、ビキニ、アイリングナエ、ロンゲラップ、ロンゲリック
キング	500kt	1952.11.15	エニウエトク環礁	エニウエトク、ウジェラン、ボナベ島のはるか南西部とその周辺環礁
ブラボー	15Mt	1954.2.28	ビキニ環礁	ビキニ、アイリングナエ、ロンゲラップ、ロンゲリック、タカ、ピカール、アイルック、リエップ、イエモ島、ウトリック、ウオット、クワジェレン、ウオッチェ
ユニオン	6.9Mt	1954.4.25	ビキニ環礁	ビキニ、アイリングナエ、ロンゲラップ、ロンゲリック、タカ、ピカール、タオンギ、ウトリック
ヤンキー	13.5Mt	1954.5.4	ビキニ環礁	ビキニ、アイリングナエ、ロンゲラップ、ロンゲリック、ピカール、タオンギ
ラクロッセ	40kt	1956.5.4	エニウエトク環礁	エニウエトク、ビキニ、アイリングナエ、ロンゲラップ、ロンゲリック、ピカール、タオンギ
ズニ	3.5Mt	1956.5.27	ビキニ環礁	ビキニ、アイリングナエ、ロンゲラップ、ロンゲリック
マグノリア	57kt	1958.5.26	エニウエトク環礁	エニウエトク、ウジェラン、ボナベ島のはるか南西部とその周辺環礁
メイブル	213kt	1958.6.10	ビキニ環礁	ビキニ、アイリングナエ、ロンゲラップ、ロンゲリック、ウオット、ウジャエ、ラエ、クワジェレン

出典:マーシャル諸島共和国核被害裁判所「1996年年次報告」
提供:フォトジャーナリスト・豊崎博光氏

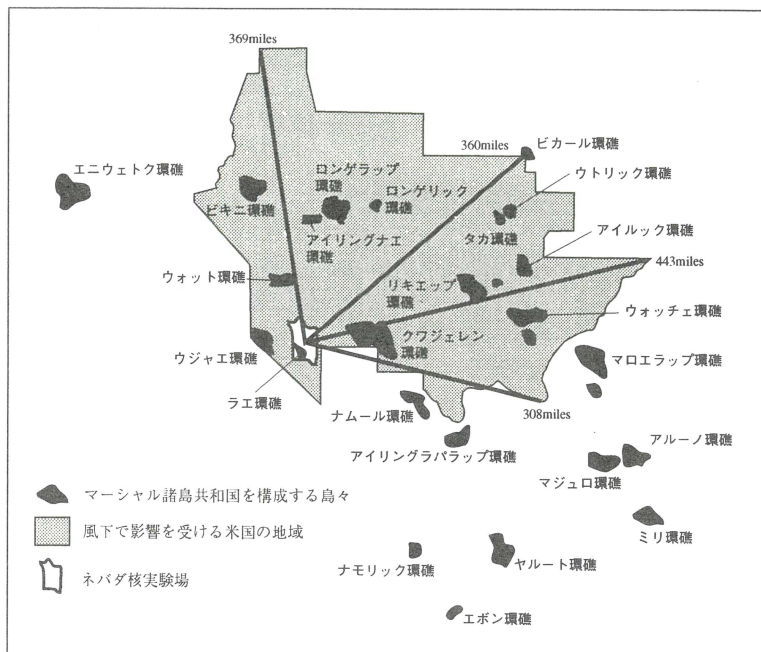
注:実験日時はグリニッジ標準時で記載

それより750倍も高威力の“ブラボー・ショット”のさいには、同じ措置が取られなかった。不可解というしかない。

④遅らされた救出—ロンゲラップ住民86人(胎児4人を含む)が、島に1インチも積もった“死の灰”の中から救出されたのは51時間後、ウトリック住民(胎児9人)の場合78時間後になる。実験関係者が“死の灰”の経路と有人島の一致を認識できたことは疑問の余地ない。事実、ロンゲラップより同方向に75km遠い島にいた米人観測班員28人は翌日救出された(彼らは防護服と退避シェルターで保護されていた)。この間、ロンゲラップ住民は175ラドにのぼる外部照射と水や食料を通した内部被曝にさらされ、ベータ線火傷とその後苦しむ後遺障害を負う。しかし、これはアメリカ人医師団に「人間の放射線障害に関する科学的観察を大量に集める」(米原子力委員会記録)材料を提供するものとなった。

以上のほか、住民が救出(回収であるのかもしれない)されたあと、米海軍病院で受けた治療(観察)内容—抗生物質や放射能排出剤は投与されなかった。破傷風菌を注入された—もく容疑事実)に加えられるべきであろう。

これら同一方向に整然と並んだ不可解な事実の数々を、矛盾なく説明できる唯一の答は「事前謀議」と「故意の実行」という仮説以外にない。3・1実験全体が核戦場のシミュレーションだったとみな



注:米ネバダ州核実験の被ばく地域を、マーシャル諸島と同縮尺で重ねたもの。同規模の実験なら、この範囲に被害がおよぶことになるが、“ブラボー”での爆発威力は、ネバダでの1回あたりの最大(100kt)の150倍にあたる15Mtだった(4ページ表参照)。

出典:マーシャル諸島共和国核損害賠償裁判所「1996年年次報告」
提供:フォトジャーナリスト・豊崎博光氏

す仮説だ。降りしきる死の灰、取り残された兵士たち、救出、野戦病院での応急治療、戦場病=破傷風と放射線障害の同時発生...核兵器を使った野戦で当然起こり得る状況を、住民によって演習したと考えるのがいちばん自然である。

前々号岡本氏の記事にもあるとおり、アメリカ国内において核機密の部分的公開と歴史の書き換えが動き出した。し

かし“ビキニ疑惑”に関して封印はまだ解かれていない。その解明は日本人にとっても他人事でないはずだ。なぜなら、“閉鎖地区”の中で完全犯罪を策して行われた秘密実験を、みずからの被災と引き換えに世界に告知し、今日につながる道筋をつくったのは「第5福竜丸」であり、またそこから始まった原水爆禁止運動であったのだから。㉓

イラク情勢

米国の核使用をめぐる

米国によるイラクへの武力行使に向けて情勢が緊迫している。しかし、大量破壊兵器問題は、武力行使では解決しない。核兵器を含む大量破壊兵器を、国際社会全体で監視し削減していくための冷静な論議が必要である。本誌では、イラク情勢について必要な情報を提供していく。今号では、米政府の「イラクに対する核使用を排除しない」との発言(後に撤回された)をめぐる経過を報告する。

●1月27日の記者会見での、米国防総省のベーコン報道官と記者団とのやりとり。—大統領は、(イラクの)大量破壊兵器に対して、我が国の大量破壊兵器で応えるということを排除したのか。

ベーコン「このことについての政府の政策は非常にはっきりしている。我々は圧倒的な力によって決然と応える。」

—攻撃目標(化学生物兵器施設)が地下に埋葬されたものならば、それらを狙うのに最適な兵器は、地表貫通用の核爆弾(B61-11)だ。それは排除されたのか。

ベーコン「この点について我々は承認も排除もしていない。非常に攻撃的に応えるだろうというのが、我々の姿勢だ。」

●これに対し、2月2日、バトラー元米軍司令官は、「文民指導者の声明」(1~3ページ参照)発表の席上、次のように批判した。「大量破壊兵器によってもたらされる冷戦後の脅威に対して、核兵器で報復することが正当で適切な対応であるとの固執した信念こそは、核抑止論の見当違いな信念の最たるものである。我々が正当にも恐れ、非難しているところの手段そのものに我々が頼るということが、どうして正当化できようか。」「(もし核使

用したなら)アメリカの、核拡散に反対するリーダーとしての他の追随を許さない役割を、いったいどのようにして再正当化できるだろうか。」「(米国の核使用は)核保有疑惑国を励まし、そのような兵器を隠れて追求している国々にはずみを与えるだろう。」

●いっぽう、ロシアのエリツィン大統領は、2月4日、米国のイラクでの行動が「世界戦争を招く」と警告した。これに対して、米務省は、在モスクワ大使館を通じて、「米国はイラクに対して核兵器を使用する計画も意思も持っていない。我々は核兵器を使用することが、極めてひどい意味を持つことを十分に理解している」との声明を出した。

●最終的に撤回されたとは言え、米国の核使用の示唆は、昨年11月にクリントン大統領が打ち出した核兵器政策の新指針(PDD、本誌59号参照)との関連で注目する必要がある。(川崎哲)㉔

沖縄基地問題：ふたたび原点へ

兵力削減こそ探るべき道

普天間基地返還の喜びは、県内移転という条件で帳消しになった。以後、日本政府と自民党はアメとムチの説得工作をくり返し、沖縄県民の世論の分断を図った。キャンプ・シュワブ沖の海上ヘリポート建設案に対し

て、2月6日、大田沖縄県知事は最終的な反対の結論を出した。そのときの大田知事の発表と記者との一問一答は、この問題をもう一度原点から考えるための貴重な参考となるものである。以下に全文を掲載する。

海上ヘリポート基地建設反対表明

大田知事記者会見コメント(全文)

海上ヘリポート基地建設問題について、県としては、これまで、地元の動向や諸般の状況等を見守ってまいりましたが、県として一応の結論を出すに至りましたので、本日次の通り表明いたします。

1 本県の米軍基地は、戦後米軍による強権的な土地接収によって構築されてきましたが、日本復帰した後も県民の期待とは裏腹に、その状況は変わらないまま、日米安保条約及び日米地位協定に基づいて提供されてきた歴史的経緯があります。

復帰直前の昭和46年、国会において、「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」があったにもかかわらず、その後、戦後50年余を経過した現在でも狭隘な本県に、今なお全国の米軍専用施設の75%が集中するという状況は変わらず、米軍基地問題の解決が大きな課題として残されています。

2 県としては、日米両国政府に対し、「基地返還アクションプログラム(素案)」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的な返還と併せて、在沖米軍兵力、とりわけ海兵隊の削減を要請してきましたが、日米両国政府ともに否定的な見解を示しております。また、県が反対を主張したにもかかわらず、駐留軍用地特別措置法が改正され、更に、国の地方分権推進委員会が駐留軍用地の使用手続に関する事務について、国の直接執行事務とするよう勧告を行いました。

また、昨年2月に発生した劣化ウラン弾問題や地位協定の見直しの問題等の懸案事項も未解決のまま残されています。

このようなことから、県民は、本県への米軍基地の過重な負担がさらに継続し、将来にわたって基地機能がますます強化され、長期に固定化されるのではないかと不安を抱いている状況にあります。

3 普天間飛行場は、市街地の中央に位置し、航空機の離発着訓練が頻繁に行われ、極めて危険な状況にあることから、県としても、普天間飛行場の返還が緊急か

つ優先的課題であるとの認識のもとに、知事訪米をはじめ、あらゆる機会を通して、日米両国政府に対し、早期返還を繰り返し要請してきました。

その結果、日米両国政府において、沖縄の基地問題の解決に向け、かつてない程精力的に協議が行われ、平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の最終報告において、普天間飛行場を含む6施設の全面返還と5施設の一部返還が合意されました。

しかし、これらの施設の返還のほとんどが県内の既存施設への移設を前提としていることから、移設先の自治体や住民を中心に強い反発があります。

このような状況の中、国は、昨年5月から開始した海上ヘリポート基地建設の予備調査の結果を踏まえ、昨年11月5日に名護市及び県に対し、「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」を提示しました。名護市においては、住民の直接請求(条例制定請求)に基づき、昨年12月21日、普天間飛行場移設に伴う海上ヘリポート基地建設の是非を問う市民投票が実施されました。

投票の結果、「反対」が「賛成」を上回り、名護市民は、地元で海上ヘリポート基地を建設することについて、明確に反対の意思を表明しました。

県としては、海上ヘリポート基地建設問題については、国と名護市の話し合いの推移を見極めつつ、市民投票の結果や名護市の意向等も勘案し、総合的見地から判断すべきであるとの方針で臨んできました。

4 以上のような状況を踏まえ、県として、国の提示した基本案を受け入れるべきかどうかについて、名護市民投票の結果、関係市町村、各種諸団体等の意見、県政運営の基本理念など、様々な角度から慎重に検討しました。

その結果、次の理由により、国の提示した基本案は、受け入れることはできないと判断するに至りました。

(1) 名護市における市民投票の結果、海上

ヘリポート基地建設に反対する住民が多数を占め、地元住民の意思が明確にされた以上、これを尊重するのが民主主義の基本ルールであり、地域住民の生活に深く関わりのある行政については、住民の要求に即して処理することが、地方自治のあるべき姿であると考えます。

(2) 平成8年7月16日、沖縄県議会は、「普天間飛行場の全面返還を促進し、基地機能強化につながる県内移設に反対する決議」を全会一致で行っています。

(3) 県は、県内各界各層の意見を参考にするため、県議会各会派、軍転協加盟市町村、労働団体、経済団体等、主な各種諸団体(84団体)を対象に、意見を聴取しました。

その結果、県内移設反対の基本原則を堅持し、反対すべきとする意見、普天間飛行場の返還や沖縄の振興策を最優先し、現実的対応もやむなしとする意見など、様々な意見が出されましたが、全体として、反対の意見が多数を占めております。

(4) 去る1月12日に、県の自然環境保全審議会から、「沖縄の自然環境の保全に関する指針について」の答申が出されましたが、キャンプ・シュワブ沖水域は、自然環境の厳正な保護を図る区域として、最も評価の高い「評価ランクⅠ」に区分されており、基地建設に伴う自然環境への影響が強く危惧されることから、慎重な対応が求められています。

自然環境保護は、県民の理解と協力に負うところが大きく、建設容認によって、県の自然環境保護行政に対する県民の不信感を生むような事態は避けなければならないと考えます。

(5) 県政運営の基本理念は、「平和」、「共生」、「自立」であり、これを根幹に据えて、「基地のない平和な沖縄」を実現することです。海上ヘリポート基地建設に反対する多くの県民の意思は、県政運営の基本理念にも合致するものだと考えています。

政府におかれては、これまで「沖縄米軍基地問題協議会」や「沖縄政策協議会」などの場を通して、沖縄の基地問題や振興

策に積極的に取り組んできていただきましたが、県として、今回、諸般の状況等により、国の計画している海上ヘリポート基地建設を容認できないとの意思を表明せざるを得ないことは誠に残念であります。

県としては、今後とも日米両国政府に対し、普天間飛行場の早期返還が実現できるように要請していく考えであります。

また、県は、「基地返還アクションプログラム(素案)」に基づき、沖縄の米軍基地の計画的かつ段階的な返還と併せて、在沖米軍

の兵力、とりわけ海兵隊の削減を、引き続き、日米両国政府に強く働きかけていく考えであります。

沖縄の米軍基地問題の解決や振興策を進めるためには、国の支援が不可欠でありますので、国に対して、沖縄問題への理解と協力を、引き続き求めていく考えであります。

県民の皆様には、県民一人一人が沖縄の置かれた厳しい現実を直視し、沖縄の基地問題と経済的自立の問題等について、真剣に考えていただくようお願いするもの

であります。

なお、県としては、総理とお会いした後に、県の意思を表明することとしておりましたが、国会の日程や諸般の事情等から、総理との会談が実現しないまま、本日の意思表明となったものであり、政府におかれましては、この点について、特段の御理解を賜りたいと思います。

平成10年2月6日

沖縄県知事 大田昌秀

記者との一問一答(記録:沖縄県広報課)

(題字は編集部)

Q 最大の反対理由は何か。

知事の方から4項目にわたる反対の理由について説明がりましたが、その中で最大の反対理由としていること、知事自身が反対を決めたのはいつ頃のことなのかということ。例えば市民投票で反対の結果が出たときになのか、知事あて投書で関係団体からの要望があつてなのか。

A まず、名護市民投票の結果、基本的に法的な規制はございませんが、しかし民主主義の基本として、市民投票の結果、条例において多数の意見を尊重するという趣旨が謳われているということ、この問題をめぐっては振興策と絡めないという政府の話もありましたが、実際には絡んでくる面も出てきたものですから、経済団体や各種団体の誘致意見もありましたので慎重に見極める必要があるということで、慎重に慎重を期しながら、ただ今申し上げましたように84団体の意見を聞くとか、新聞社の世論調査の結果とか、先程県に直に要請に来た各団体の、多数の意見とかいう、県民の多数意見というものを、最も重要視して判断したわけでございます。

それと、知事がいつ判断したかということですが、これは知事が個人的に決意する種類のものではなくて、もちろん知事の県政に対する基本姿勢の問題もありますけども、この種の問題というのは、非常に重要な問題ですので、今申し上げました県の各種団体の意見も慎重に伺いながら、県議会の意見とか、そういうのも踏まえて、県の内部の機関で、庁議メンバーでの決定、それから三役会議の決定という、県の民主的な手続を踏んで、今、結論を出したところですよ。

Q なぜ名護市長選直前の反対表明か。

名護市長選があさってですが、政府の自民党の方は、投票後の来週にも橋本首相との会談を予定していた。何故、会談を待たずに正式表明したのか。しかも、名護市長選直前の反対表明となったわけだが、あえて、この時期に表明したのは何故か。

A 前から申し上げているように、選挙が終わった後での橋本首相との会談というのは、我々は何も伺っていないし、先日そういうことも含めて、副知事と出納長が上京して官房長サイドと打ち合わせしようとしたけれども、これがいろんな都合でできなかった。総理との会談がいつになるかということとは全く聞いておりません。

ですから、県としては前から言っているように、地元の意向を踏まえながら、県民の意向かどこにあるのかを慎重に見極めて、将来に向けて、総合的に判断していくことを決めてきたわけですから、それを踏まえて、ようやく手続が終わって、判断に至ったということです。

Q 悪化が予想される政府への対応は?

今回の知事の反対表明により、橋本政権が苦しい立場に立たされると予想されるのですが、政府との関係悪化も予想されるのですが、今後、政府に対してどのような対応をされるのでしょうか。

A 県としては、橋本総理が、これまで本当に親身になって沖縄の問題についてお考えいただいたので、その点については非常に感謝しているところですし、いかなる意味においても不必要に政府と対立したり、あるいは総理に御迷惑をかけることはしたくないわけです。

しかし、この基地問題に関しては、これまでの経緯を見ますと、沖縄の米軍基地というのは、戦争に勝った米軍が、我々が抵抗もできない形で、なかば不可抗力的に作られた基地です。ところが、今度これが県民の側が容認して基地を作らせるとすると、基地の性格がまるで違うわけです。先程、強権的に基地が作られたと申し上げたわけですが、これを、容認して作らせるとなると、従来の基地との性格がまるで違ってくる。このことが、沖縄の将来の発展に本当につながるのかということ、今回改めて、経済問題もからんできて、否応なしに、県民の慎重な議論がなされてきたわけですよ。その結果、県民大多数の意向が基地に反対だと、新たな基地建設には

反対だと。ある意味で、これは縮小になると言っているわけですが、確かに面積から言っても、あるいは兵力の数から言っても縮小になるかも知れませんが、環境破壊の問題から、あるいは今言った基地の性格が違うという面から考えて、これはお受けするわけにはいかないという判断に立ったわけですよ。

これは、知事個人の判断ではなくて、庁議メンバー全ての一致した意見、それから、部長会議、三役会議の一致した意見として結論が出されたものです。

Q 基地問題解決への動きが停滞するのでは?

今回の知事の反対表明により、日米特別行動委員会(SACO)で合意した普天間飛行場返還も難しくなって、他の合意事項に関しても影響を与えることが予想されるのですが、今回、対米関係も悪化し、基地問題解決に向けた動きが停滞することも予想されるが、知事は今後、日米政府に対して、具体的にどのように基地問題解決に対応していくつもりですか。

A これは、これまでも繰り返し申し上げておりますように、安保条約が重要であると言うのであれば、日本の全国民がその重要性を認識して、まあ認識するかしらないかは、それぞれの国民の意思だと思いますが、安保条約が重要であると言うのであれば、当然その責任というのは全国民で負担すべきであって、沖縄の人々は、過去50年にわたって基地によって苦しめられてきたわけですから、十分に国に対して奉仕してきたわけですよ。去る沖縄戦においても、三分の一近い人口を犠牲にするほど、国策に沿って戦場に出て、その結果として多大な犠牲を払ってきたわけですよ。

ですから政府もここに至って、復帰後25年の政府の施策も必ずしも十分ではなかったという反省に立って、いろいろな施策も講じているわけですよ。我々は、県民の側としては、ぜひともそういう経緯を踏まえて今後その辺の点をぜひ御理解いただきたいということ、基地が過重に存在することによって、県の振興策、あるいは都市計画が進まない。とりわけ、災害に強い街づくりができないという状態。つまり、沖縄本島の20%、沖縄全域の11%の土地が基地に取られているというだけではなくて、一番肝心の那覇軍港をはじめとする29の水域、これと15の空域、この15の空域と

というのは、沖縄の空域の40%を占めるわけですか、それだけを米軍に取られているという事は、これはもう沖縄としては、主体的に自立経済を發展させる素地を失っているとしか言いようがない。

今一つは、主権国家として、このようなありようというのが許されるのかという問題もあると思います。ですからそういった意味において、我々は、これはおかしいのではないか、不公平ではないか、不当ではないかということ、率直に日米政府に申し上げてきたわけです。ですから、今後ともそういう気持ちで、率直に申し上げていきたい。

それと、現在アメリカ側の方では、沖縄の海兵隊は減らすべきだとか、あるいは撤去すべきだとか、あるいはグアムとかハワイに移すべきだとか、あるいはオーストラリアに移すべきだとかいうような意見も出てきております。今回のヘリポートについても、アメリカの200名余の人達が、研究者とか、軍事評論家とか、市民運動家とか、そういう人達がクリントン大統領に対して公開質問状を出して、それを廃止すべきだということなんかも、アメリカにおいても新たな動きが急速に出てきております。

ですから、沖縄の実態を理解していただいて、そこの沖縄にある米軍基地が、県民の日常生活にいかにか大きな不安を与えているかということ、率直に、引き続き訴え続けていきたいというふうに考えています。

Q 沖縄振興策はどうするのか。

海上ヘリ基地問題をめぐって、沖振法改正案を審議する政府自民党から、知事の不信の声が高まるなど、反対表明で県と国が進めている沖縄振興策を凍結するべきなどとする声が政府内に噴出している。今後県として振興策にどのように対応するのか。

A それは、まだ凍結するのかわからないのか、今の段階では分かりませんが、そのような問題について、この段階でコメントすることはできません。

ただ、基地が依然として75%沖縄に存在するという事実は、否定できないわけですから、その問題を解決しなくては、振興策もなかなか思うようにいかないというのは、これまでの経緯が証明しているわけですから。そういった問題については、県民一人一人が自らの問題として真剣に考え、そして対処して下さるものと私は考えておりますので、県民と一体となって振興策を画っていききたい。それには、当然、国の御支援が必要ですから、これまでと同じように誠意を尽くして、政府に対してもお願いしていきたいというふうに考えています。

Q 知事三選に向けたアピールではないか？

この時期の反対表明の理由がいま一つ分からないのですが、もう一つは、名護の方から事実上これは知事が三選に向けてのア

ピールではないかという受け止め方もあるようですが、その辺についてはどうですか。

A 「なぜ、この時期に」というのは、先程きちっとお答えした通りです。

それから、そういう知事の個人的な思惑で判断するような簡単な問題ではないです。ちやちな問題ではなくて、県民の全体の生活に係る、将来に係る重要な課題でして、知事個人のそんな問題で判断できるような問題とは全く違うと認識しています。

Q 普天間の返還は、今後どうするのか。

普天間の返還を引き続き求めていかれるというふうに書かれています。政府の今示している計画は、容認することはできない」と一方では書かれています。普天間の返還を、今後、具体的にどうすべきかということについて、海兵隊の兵力削減による無条件返還というところへいくのか、それとも今の案はだめだけれども、例えばMOBも口に出されたこともあります。そういう別の方法を引き続き政府と話し合っていきたいということなのか。その点は、いかがですか。

A まあ、これは知事から、どうのこの代案を出すかという問題ではなく、今のところ県としてはこれまでの経緯を踏まえて、懸案事項となっていたことに、一応の決着をつけようと、判断を示そうということでやったことで、今後の問題については、これから今後の状況を踏まえながら慎重に対処していく考えです。

ただ、今申し上げましたように、アメリカの側でもだいたい沖縄の事情が理解できるようになったと見えて、沖縄の県民の意向を最重要視すべきだということか、アメリカの国会内から出てきているという、これも私が理解するところで、初めてのケースではないかと思えます。

例えば、私が今度訪米したら「是非、会いたい」ということも、連絡がきています。そういう方々をお願いして、何らかの解決案があるのか、話し合っていきたいと思えます。

Q 総理会談前の表明は信義に反しないか。

今週の月曜日の記者懇談会で、橋本総理との会談前に表明することは、信義に反するのではないかというような発言がありました。今回のこのようなことをどう思いますか。

A ですから、先程申し上げたように、こちらとしてはできるだけ誠意を尽くして、「一月中旬以降に、もう一度話し合しましょう」ということになっていましたので、それを実現するべく努力してきましたのですが、皆さんがご承知のように、国会の日程が非常に厳しいということとか、その他いろいろな事情がありまして、それが実っております。

県としても、今予算時期とか人事の時期とか、いろいろな県政課題が山積しておりますので、これ以上この問題を延ばすというわけにはいきませんので、この懸案事項について

は、ひとつひとつ結論を出していかなければ、前には進めませんので。そういった意味で、今日に至っているわけです。

先程のコメントでも申し上げましたように、知事としては是非とも総理にお会いして、直接、「こういう状態です」と申し上げてから判断をしたかったわけですが、それができないのは大変残念だということをお知らせいたします。

Q 県内移設すべてに反対なのか？

SACOの最終報告には、その他6つの県内移設案件がありますが、これはヘリポートに反対したのは、県内施設すべてに反対という意味なのか、それともその件は、市民投票で県民の意志が示されたので反対であって、あとの6施設については、前にもおっしゃっていたように、国と自治体との問題であるというお立場なのか。その点は、いかがですか。

A この点は、今日の判断はあくまでも名護市の問題でありまして、その他の、例えば移設条件なしの問題とか、県にとって基地の縮小につながるものであれば、是非進めていきたいと考えています。

Q 「総理に一度も反対を言っていない」というが。

政府サイドの批判で、「十何回の総理との会談で、知事が一度も反対を言っていない」というのが多いのですが、その点についてはどうですか。

A これは、県の立場は、いつもこの問題は、起業者である国がまず当事者である地元と話しをして、その後県が必要とあれば必要な段階で、将来の県政運営の立場、基地のない平和な沖縄をつくるという立場から総合的に判断したいということをおっしゃったわけですから。まだ、国と地元の話し合いも出来ない段階で県が先走って「No」とは言えないというのは、当たり前前の話しです。

それから、受け入れるということは、一度も言っていないということは、明確にされているわけです。

Q なぜ基地の本土移転を主張しないのか。

先程の知事のお話ですと、安保の不公平感のお話がありましたが、知事としては、これまで基地の本土への移設ということを積極的にはおっしゃってこなかったのですが、その理由をお聞かせください。

また、先程おっしゃった「率直に申し上げていく」という中には、本土移設も入ってくるのでしょうか。

A これも何度も申し上げておりますが、沖縄の人達の、一般的な気持ちとしては、自らの苦しみをよそに移すというようなことはしたくない。

復帰の際に、生物兵器の移送の問題があったときに、大衆運動とか教職員団体とかそういう人達は、生物兵器をジョンストン島に移すとなっていたのを、「よそに移すのでは

なく、廃棄してほしい」ということを主張したわけでは

一般的に気持ちとしては、そういう自らの苦しみをよそには移したくないという気持ちがあるわけです。

しかし、現実の問題として、安保条約は日本の安全、あるいはアジア太平洋地域の安全と平和を守るためにあるのだというのであれば、そしてそれが国策だというのであれば、やはり国民がそれを認識して共通の負担、あるいは共通の責任を負うというのは、これはごく当たり前なことだと思うのです。それを弱い立場にある、中央から離れている沖

縄のような、こんな小さなところに過重に負担させて、25年もそのままおるといことは、いかなるものかと。

沖縄は、復帰した後15%の基地しか減っていません。本土の場合、60%の基地が、現実に返還されているわけです。それはおかしいのではないですかということです。沖縄の人も同じ人間ですから、沖縄の人も自ら生きることを目的としておりますから、よその下になるということ、これは人間的な生き方ではないと思うのです。その辺りをもう少し理解していただきたいということです。

(紙面の都合で、ごく一部割愛しました。)

国会レポート

第141回臨時国会

衆議院(1997.11.27~12.4)

参議院(1997.11.25~12.15)

(作成:佐藤毅彦)

衆議院

11月27日(木)

[安全保障委員会]

- 浜田靖一(自民):①防衛庁職員給与法一部改正—レンジャー手当新設:②自衛官の処遇—防衛庁の省格上げと
- 福島豊(新進):①防衛庁職員給与法一部改正—自衛官給与の国際水準/新ガイドラインと手当:②エジプト観光客襲撃テロ事件:③新ガイドライン—法整備/民間空港・港湾使用
- 平田米男(新進):新ガイドライン—日本有事と周辺事態/[輸送]/後方地域支援と個別的自衛権/武力行使との一体性
- 石井紘基(民主):①防衛庁職員給与法一部改正:②日朝関係—自衛隊部隊配置/矢白別演習場での米海兵隊の実演習/防衛交流
- 中路雅弘(共産):①在沖縄海兵隊実演習本土移転—本土演習の現状
- 上原康助(社民):①防衛施設庁廃止—基地労務行政:②在沖縄海兵隊実演習本土移転—移転経費

11月28日(金)

[外務委員会]

- 福田康夫(自民):①小淵外相の外交姿勢:②KEDOによる軽水炉建設
 - 茂木敏充(自民):日米中口関係の展望
 - 坂口力(新進):①ODA—予算削減:②対人地雷全面禁止条約:③武器輸出三原則:④日朝平和条約締結交渉:⑤中央アジア諸国とわが国との関係強化
 - 丸谷佳織(新進):①対人地雷全面禁止条約—代替措置/在日米軍との調整:②核軍縮問題—核兵器廃絶/非核地帯条約:③日朝関係—北朝鮮日本人妻里帰り問題/国交正常化:④KEDOによる軽水炉建設問題
 - 藤田幸久(民主):①東ティモールの人権問題:②ODA—対ミャンマー/予算削減/NGO参加型ODA/対中国
 - 松本善明(共産):新ガイドライン
 - 中川智子(社民):国連と日本—任意拠出金削減
 - 平野博文(無):①日中関係:②日朝関係:③北方領土問題—帰属変更領土の共同利用方式
- 12月1日(月)
- [予算委員会]
- 宮澤喜一(自民):日露関係

12月2日(火)

[本会議]

- 小淵恵三(外務大臣):新ガイドライン策定に関する報告
- 荒井広幸(自民):新ガイドライン—法整備/緊急事態対応策の検討/近隣諸国の反応
- 平田米男(新進):新ガイドライン—新ガイドラインの性格—日米安保条約上の根拠/周辺事態/憲法(集団的自衛権)との関係/在韓国連軍・在日国連軍・国連との関係/臨検/法整備/在外邦人輸送/国会承認
- 前原誠司(民主):新ガイドライン—国会承認/安保条約上の根拠/周辺事態/憲法(集団的自衛権)との関係/法整備/日本の主体性/日米防衛協力の将来像
- 東中光雄(共産):①沖縄基地問題—普天間基地移転計画:②新ガイドライン—日米安保条約上の根拠/周辺事態/民間施設提供と法整備/共同作業/日米共同訓練強化
- 北沢清功(社民):新ガイドライン—日米同盟—在日米軍の必要性/周辺事態/包括的メカニズム/法整備
- 小坂憲次(太陽):新ガイドライン—国会承認/日米安保条約上の根拠/国連との関係/臨検/周辺事態(対台湾政策)/有事ACSA

[科学技術委員会]

- ◇参考人意見聴取:わが国の原子力政策(参考人)日本学術会議会長(動燃改革検討委員会座長)・吉川弘之/動燃理事・中野啓昌
- 小野晋也(自民)●渡辺具能(自民)●井上義久(新進)●斎藤鉄夫(新進)●近藤昭一(民主)●辻一彦(民主)●吉井英勝(共産)●辻元清美(社民)

12月3日(水)

[運輸委員会]

- 寺前巖(共産):新ガイドライン—空港・港湾一時使用
 - 濱田健一(社民):新ガイドライン—国内法整備
- 12月4日(木)
- [内閣委員会]

- 西村眞悟(新進):わが国におけるスパイ問題—スパイの活動状況/橋本首相元通訳中国人女性

参議院

11月25日(火)

[内閣委員会]

- 板垣正(自民):①小淵外相の外交姿勢:②朝鮮半島問題—四者協議:③日朝関係—日朝国交正常化:④新ガイドライン—憲法との関係/法整備:⑤対人地雷全面禁止条約:⑥行政改革—防衛庁省昇格問題
- 永野茂門(平成):①新ガイドライン—周辺事態/中国との関係/法的根拠/臨検の手順:②対人地雷全面禁止条約:③行政改革—防衛庁省昇格問題

- 山崎力(平成):①行政改革—官邸機能強化:②対人地雷全面禁止条約—代替措置/PKO協力法との関係:③新ガイドライン—交戦権/国連軍たる米軍への協力/法整備

- 角田義一(民主):新ガイドライン—必要性/日本の主体性/台湾問題/法的性格/法整備

- 斎藤勁(民主):①在日米軍—神奈川ミルクプラント/池子米軍住宅:②沖縄基地問題—沖縄振興策

- 瀬谷英行(社民):①行政改革—防衛庁省昇格問題:②日朝関係—北朝鮮日本人妻里帰り:④新ガイドライン—周辺事態/臨検:⑤対人地雷全面禁止条約:⑥自衛隊—海自艦船大型化の目的/自衛隊の災害救援

- 吉岡吉典(共産):①在沖縄海兵隊実演習本土移転—キャンプ・ハンセンの状況/本土演習の現状/経費負担/国・地方機関の動員:②日米安保再定義—契機/樋口レポート

11月27日(木)

[外務委員会]

- 山本一太(自民):①国連と日本—安保理常任理事国入り問題/国連分担金/日本人職員
- 武見敬三(自民):エジプト観光客襲撃テロ事件—安全情報提供
- 高野博師(平成):①小淵外相の外交姿勢:②対人地雷全面禁止条約—在日米軍との調整/代替措置:③新ガイドライン—周辺事態/台湾問題:④日朝平和条約締結交渉:⑤日米中口関係の展望
- 松前達郎(民主):①日朝平和条約締結交渉:②北方領土問題:③新ガイドライン—近隣諸国との関係:④日本—ブルガリア関係
- 田英夫(社民):①核軍縮問題—核兵器廃絶:②日米合同演習—日本海演習:③日朝関係—国交正常化
- 立木洋(共産):新ガイドライン—アメリカの交戦国による日本の敵性判断/米海軍「指揮官のための海軍作戦法規便覧」
- 佐藤道夫(二共):①駐ペルー日本大使公邸占拠事件—青木前大使の発言:②日朝関係—食糧援助
- 矢田部理(新社):①新ガイドライン—周辺事態/法整備:②在沖縄海兵隊実演習本土移転—本土演習の現状:③日米合同演習—日本海演習
- 小山峰男(太陽):ODA—外務省予算と
- 武田邦太郎(民主):国家連合

12月1日(月)

[予算委員会]

- 斎藤文夫(自民):日露関係—APECへのロシア参加提唱
- [国際問題に関する調査会対外経済協力に関する小委員会]

- ◇政府委員意見聴取◇参考人意見聴取:国会と政府開発援助(ODA)との関わり(政府委員)外務省経済協力局長・大島賢三(参考人)上智大学教授・村井吉敬

- 山本一太(自民):ODA基本法制定
- 馳浩(自民):ODA基本法制定
- 広中和歌子(平成):小規模支援
- 上田耕一郎(共産):ODAと情報公開
- 福本潤一(平成):ODA基本法制定
- 田英夫(社民):ODA基本法制定

12月2日(火)

[内閣委員会]

- 久間章生(防衛庁長官):防衛庁職員の給与等に関する法律の一部改正案趣旨説明
 - 依田智治(自民):防衛庁職員の給与等に関する法律の一部改正案
 - 北澤俊美(太陽):①新ガイドライン—米軍による傷病兵支援要請:②沖縄基地問題—普天間基地移転問題
- [沖縄及び北方問題に関する特別委員会]

- 橋本聖子(自民):①日露関係-北方領土問題/平和条約締結問題:②沖縄基地問題-沖縄政策の総括/沖縄振興策/普天間基地移転問題
 - 福本潤一(平成):①日露関係-北方領土問題:②沖縄基地問題-沖縄振興策/普天間基地移転問題
 - 萱野茂(民主):①日露関係-平和条約締結問題/北方領土問題:②日米共同訓練-住民への被害:③沖縄基地問題-普天間基地移転問題
 - 吉岡古典(共産):①日露関係-北方領土問題:②沖縄基地問題-基地撤廃/普天間基地移転問題/沖縄振興策/基地交付金
 - 鳥袋宗康(二共):沖縄基地問題-普天間基地移転計画/沖縄振興策/米軍基地縮小
 - 照屋寛徳(社民):①沖縄基地問題-沖縄振興策/普天間基地移転問題/ギンバル訓練場周辺路上赤土散布事件/恩納通信所跡地残留PCB保管問題:②在沖縄海兵隊実弾演習本土移転
- 12月3日(水)
【本会議】
- 小淵恵三(外務大臣):新ガイドライン策定に関する報告
 - 板垣正(自民):①日本外交の展望:②新ガイドライン-憲法(集団的自衛権)との関係/法整備:③対地雷全面禁止条約-日本のイニシアチブ

- ／在日米軍保有地雷:防衛庁省昇格問題
 - 山崎力(平成):新ガイドライン-法整備/日米安保条約上の根拠/憲法(集団的自衛権・交戦権)との関係/国連軍への協力/臨検
 - 一井淳治(民主):新ガイドライン-事前協議/日米安保条約上の根拠/国会承認/在沖縄海兵隊の後方配備/周辺事態/近隣諸国の理解
 - 大脇雅子(社民):①日朝関係-国交正常化:②新ガイドライン-周辺事態/法整備/指針の再交渉:③PKO-PKF凍結解除:④アジア太平洋地域安全保障機構
 - 立木洋(共産):①新ガイドライン-国際法の基本原則との関係(米海軍「指揮官のための海軍作戦法規便覧」)/法整備/周辺事態:②在沖縄海兵隊実弾演習本土移転:③日米共同訓練:④沖縄基地問題-普天間基地移転問題
- 12月5日(金)
【国際問題に関する調査会対外経済協力に関する小委員会】
- ◇討論:政府開発援助(ODA)
- 馳浩(自民)●山本一太(自民)●広中和歌子(平成)●福本潤一(平成)●角田義一(民主)●田英夫(社民):ODA基本法制定●上田耕一郎(共産)
- 12月8日(月)

『核兵器・核実験モニター』
合本、3月発行
第1号(95/7/15)～第50号(97/8/1)分。
資料性の高いもので、きっとお役に立つと思います。
予定価格:ピースデポ会員 ¥3,000
非会員 ¥4,000
(ともに送料込み)

<掲載資料の一例>
未臨界核実験についての米エネルギー省発表文書、核軍縮セミナーに提出された日本政府の政策全文、核兵器禁止条約の成立を求める世界の非核自治体リスト、世界の核弾頭数の国別データ、空母インディペンデンスの航路・航海日誌(92・93・94)など

- 【内閣委員会】
- 小川元(衆議院議員・自民):市民活動促進法案趣旨説明
 - 笠井亮(共産):非営利法人特例法案趣旨説明
 - 山本保(平成):市民公益活動法人法案趣旨説明

日誌

1998. 1. 21～2. 5

(作成:笠本丘生、田中利昌)

CD=ジュネーブ軍縮会議/IAEA=国際原子力機関/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/USCAR=琉球列島米国民政府/WB=ホワイトビーチ

- 1月22日 中ロがIAEAによるイラクの核兵器開発査察終了を要求し米英と対立、安保理で対イラク姿勢の違い鮮明に。
- 1月22日付「第5福竜丸」のエンジン、東京都に寄贈、都立第五福竜丸展示館で永久保存。
- 1月23日付 CDでの議論の焦点に、核軍縮が浮上。南アが「核軍縮特別委員会」設置を提案、実質交渉の場確保をめざす。(本誌62号参照)
- 1月28日 英、無差別攻撃など禁じたジュネーブ条約の二つの追加議定書批准。「核使用規制せず」の留保条件つき。
- 1月30日 広島での被爆者が原爆症認定申請却下取り消しなど求める訴訟の口頭弁論。原告側、「被爆者個々の事情を十分審理せず」と主張。
- 1月31日 ガンジー翁暗殺50周年にあわせて広島・長崎両市とインドの市民団体など、ボンベイで原爆展。初日だけで1,500人來場。
- 2月2日 核兵器廃絶に関する「世界の文民指導者の共同声明」発表。ゴルバチョフ氏など46カ国17名が署名。(本号参照)
- 2月2日 米コーエン国防長官、イラクが化学・生物兵器使用すれば、「迅速で壊滅的な」報復受けると、限定的核使用も辞さぬ強硬対応を示唆。
- 2月2日 仏、高速増殖炉「スーパーフェニックス」即時廃止と解体を正式発表。解体は2005年以降。

ピースデポの会員になって下さい。この『核兵器・核実験モニター』の発行(月2回)をはじめ、平和問題のさまざまな調査研究にとりくんでいる平和資料協同組合(ピースデポ)の会員になって下さい。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)会員にならず『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。その場合は、年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

- 笠本丘生(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、飯田治子(ピースデポ)、中田眞里子(ピースデポ)、前田哲男、豊崎博光、佐藤毅彦、田中利昌、青柳絢子、梅林宏道

- 2月3日 16日からの総選挙で第一党が予想されるインド人民党、党綱領で「核兵器導入オプションの実行」との政策発表。
- 2月3日 98年版米国防報告、核兵器の使用指針見直しを公式に認め、冷戦時代に比べ核の安全保障上の役割低下と明記。
- 2月3日付 米中原子力協定の凍結解除、大幅遅延の見通しが明らかに。議会で慎重論根強く、中国の核技術輸出なしとの「証明」に議会が関与。
- 2月4日 外務省、KEDOによる軽水炉建設費用分担額を「10億ドル程度に」と表明。総額の2割。
- 2月4日 中国核兵器開発、周恩来首相が1952年に研究着手を指示、一連の計画の最高責任者と判明。中央書記局系週刊誌「瞭望」報道。

沖縄

- 1月21日 橋本首相、名護市沖での海上基地建設計画を変更する意思がなく、実現しない場合振興策に影響が出る、との見解を表明。
- 1月26日 琉球放送、海上基地建設予定水域近くでジュゴンの撮影に成功。
- 1月27日 新三役人事を県議会が承認。富平洋出納長を副知事に、山内徳信読谷村長を後任の出納長に起用。
- 1月27日 沖縄県公文書館と国立国会図書館、USCAR文書などの秋からの順次公開を発表。
- 1月29日 第11回強制使用公開審理。この日で結審。
- 1月30日付 県、2月定例会で知事提案説明要旨の素案を説明。大田知事、「海兵隊の削減」を盛り込んだ模様。
- 2月1日 名護市長選告示。
- 2月1日 大田沖繩県知事、海上基地反対派の玉城候補の応援演説。事実上の拒否を表明。
- 2月1日 名護市議補欠選、ヘリ基地反対協議会代表の宮城康博氏の無投票当選が確定。
- 2月2日 自民・野中幹事長代理、SACO同意を

- もとに振興策がある、との見解を表明。
- 2月2日 参院予算委で大木環境庁長官、海上基地建設予定地でのジュゴン棲息確認で、建設の場合調査実施、と答弁。
- 2月3日 県取用委の米軍楚辺通信所の不法選挙期間の損失補償金に関する公開審査を18日に開くことを決定。
- 2月4日付 米兵運転車両に日本人親子がはねられ死亡した事故で米軍は遺族に「見舞金」を提示。死亡事故で米軍が金額を提示したのは初。
- 2月5日 米海軍横須賀基地所属のスプルーアンス級駆逐艦オプライエンがWBに入港。ペルシャ湾に派遣される予定。

沖縄のこよみ

- ◆2月24日 読谷村長選告示
- ◆3月1日 読谷村長選投票開票
- ◆4月19日 沖縄市長選告示
- ◆4月26日 沖縄市長選投票開票
- ◆5月22日 嘉手納基地爆音訴訟控訴審判決日

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。